旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 26 年９月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社イーストワン　②国内旅行　③北海道知事登録旅行業第３―569号　④株式会社イーストワン　札幌市西区山の手１条13丁目１番６号　代表取締役　上野雅樹　⑤株式会社イーストワン　札幌市西区山の手１条13丁目１番６号　⑥平成21年８月17日　⑧平成26年８月19日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫札幌市西区山の手１条13丁目１番６号　株式会社イーストワン　代表取締役　上野雅樹

Ｂ　①Ｄｏｏｕｒｓ　②第３種旅行業　③青森県知事登録旅行業第３―147号　④佐々木真　青森県弘前市大字宮地字沢田212　⑤Ｄｏｏｕｒｓ　青森県弘前市大字宮地字沢田212　⑥平成24年５月28日　⑧平成26年７月22日　⑩300万円　⑪青森県知事　⑫青森県弘前市大字宮地字沢田212　佐々木真

Ｂ　①有限会社スタジオ・ベル（トラベル観光・ベル）　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３―632号　④有限会社スタジオ・ベル　千葉県木更津市ほたる野４丁目36番地12　代表取締役　大塲輝明　⑤有限会社スタジオ・ベル　千葉県木更津市ほたる野４丁目36番地12　⑥平成11年８月16日　⑧平成26年８月16日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫千葉県木更津市ほたる野４丁目36番地12　有限会社スタジオ・ベル　代表取締役　大塲輝明

Ｂ　①日成国際株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6584号　④日成国際株式会社　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目32番６号　代表取締役　田中卓也　⑤本社営業所　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目32番６号　⑥平成24年10月25日　⑧平成26年８月７日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目32番６号　日成国際株式会社　代表取締役　田中卓也

Ｂ　①株式会社Ｊ＆Ｋ　ＴＯＴＡＬ　ＳＥＲＶＩＣＥ　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―1242号　④株式会社Ｊ＆Ｋ　ＴＯＴＡＬ　ＳＥＲＶＩＣＥ　名古屋市東区泉二丁目28番24号　代表取締役　柳済萬　⑤本店営業所　名古屋市東区泉二丁目28番24号ヨコタビル801号　⑥平成19年12月25日　⑧平成24年12月24日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫名古屋市東区泉二丁目28番24号　株式会社Ｊ＆Ｋ　ＴＯＴＡＬ　ＳＥＲＶＩＣＥ　代表取締役　柳済萬

Ｂ　①Ｔ．Ｒ．Ｓトラベル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2148号　④株式会社トラストコーポレーション　大阪府堺市堺区甲斐町東５丁２番22号　代表取締役　鳥越佳世子　⑤本社営業所　大阪府堺市堺区甲斐町東５丁２番22号　⑥平成13年10月30日　⑧平成26年８月13日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府堺市堺区甲斐町東５丁２番22号　株式会社トラストコーポレーション　代表取締役　鳥越佳世子

Ｃ　①あまこうトラベル　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３―701号　④尼高商事株式会社　兵庫県尼崎市道意町六丁目３番１―505号　代表取締役　中川敏行　⑤本社営業所　兵庫県尼崎市南初島町10―143　⑥平成26年３月12日　⑨平成26年７月25日　⑩300万円　⑪兵庫県知事　⑫兵庫県尼崎市道意町六丁目３番１―505号　尼高商事株式会社　代表取締役　中川敏行

Ｂ　①アクアティック・ワールド　②第３種旅行業　③奈良県知事登録旅行業第３―169号　④佐藤友昭　奈良市西大寺竜王町１丁目４番59号　⑤本店　奈良市北之庄町736―１　⑥平成15年12月１日　⑧平成25年12月１日　⑩300万円　⑪奈良県知事　⑫奈良県大和郡山市白土町520　７番10号　佐藤友昭

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 26 年９月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①安全ツーリストサービス　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5488号　④市川克明　東京都中野区江原町１丁目10番７号　⑤本社営業所　東京都中野区江原町１丁目10番７号　⑥平成16年７月29日　⑦平成26年７月29日　⑧60万円　⑨300万円